

地方自治法施行規則の一部を改正する省令(案)に対する意見募集の結果

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	受付締切日時の「2023年2月27日0時0分」は「2023年2月28日0時0分」の誤記ではないか？ 意見募集要領には意見提出期間は27日まで旨の規定があるのだから。	ご指摘ありがとうございます。意見・情報受付締切日時を「2023年2月28日0時0分」に修正させていただきました。	無
2	これは人が住む場所を広げると言う意味ではなくて自然を残す、或いは自然を広げるって言う意味ですか？ 後者を目的としたものなら良いと思う。 土地開発などで山や森林を伐採し過ぎている節があるのでいい加減人が中心の考え方はやめるべき。 他の動物や植物、昆虫などのことなども考えて共存共栄して行かないとダメだと思うから自然を育むと言う意味なら良いと思う。	今般の標記規則の改正は、認可地縁団体同士の合併に関する手続及び土地改良区から認可地縁団体への組織変更に関する手続について定める等の趣旨で行うものです。ご意見については承りたいと思います。	無

上記の他、案とは無関係のご意見と判断し、提出意見として扱わなかったものが1件ありました。